

関係各位

公益財団法人 日本サッカー協会

国際サッカー連盟（以下、「FIFA」という。）から 2014 年 6 月 30 日付け回状 1432 号をもって 2014/2015 年フットサル競技規則の改正について通達されました。下記のとおり日本語に訳すと共に日本協会の解説を付しましたので、各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

なお、これらの改正は国際的には 2014 年 7 月 2 日から有効となっていますが、日本協会、各地域/都道府県協会等が主催する試合については、8 月 1 日以降のしかるべき日から施行することとします。

2014/2015 年フットサル競技規則の改正について

FIFA フットサル委員会は、国際サッカー評議会（以下、「IFAB」という。）の小委員会および FIFA 審判部との連携の下、フットサル競技規則の改正およびフットサル競技規則に直接影響を与える IFAB の指示や方向性の導入について承認しました。

1. 第 3 条 — 競技者の数

交代の進め方（これまでの文章は、線で消されている）

交代は、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中にかかわらず、いつでも行うことができる。競技者と交代要員が代わる場合、次の条件が遵守されなければならない。

- [……]
- ~~交代要員は、交代ゾーンからピッチに入る。~~
- ~~交代は、交代要員が交代ゾーンからピッチ内に入ったときに完了する。~~
- [……]

交代の進め方（新しい文章は、太字で示されている）

交代は、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中にかかわらず、いつでも行うことができる。競技者と交代要員が代わる場合、次の条件が遵守されなければならない。

- [……]
- 交代要員は、**自分のチームの交代ゾーン**からピッチに入る。
- 交代は、交代要員が交代して退く競技者に**ビブス**を渡した後に、**自分のチームの交代ゾーン**からピッチに入るにより完了する。ただし、競技者が競技規則に基づき、交代ゾーン以外の場所からピッチを出る必要があった場合を除く。この場合、交代でピッチに入る交代要員は、**第 3 審判にビブスを渡すものとする。**
- [……]

理由：

既に国際試合において実施されている正しい交代の進め方をあらためて競技規則に記載する。ビブスを用いることで交代の進め方を単純化すると共に、交代の進め方の違反により示されるイエローカードの数を減らせることになる。

<日本協会の解説>

2012年FIFAフットサルワールドカップ・タイ大会において、戦術的な優位をえるためにビブスを投げたり、落としたりして交代することは正しい交代の進め方ではなく、必要に応じ警告が必要であるとされた。

アジアや日本国内の試合においても、2013年シーズンから、この解釈を適用して試合を運営しているが、今回の改正でこの解釈が競技規則にも明記されることになった。

競技会規定に交代要員のビブス着用を義務付けることが望ましく、ビブス着用を義務付けられた競技会では、交代のためにベンチに戻る競技者に交代要員がビブスを手渡すことが交代の進め方の必要条件となる。

2. 第3条 — 競技者の数（フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン）

交代要員（これまでの文章は、線で消されている）

交代要員がピッチに入る際、交代の進め方に違反した場合、または交代要員のチームが1人追加してプレーするようにした場合、主審・第2審判は、副審の援助を受けつつ、次のガイドラインを遵守して対応しなければならない。

- プレーを停止する。ただし、アドバンテージを適用できる場合、ただちに停止しない。
- 交代要員のチームが1人の競技者を追加してプレーした場合、または交代の進め方に違反し交代が正しく行われなかった場合、その交代要員を警告する。
- ~~相手チームの得点、または決定的な得点の機会を阻止した場合、交代要員を退場させる。その反則が、交代の進め方に違反した場合、交代要員のチームの競技者数は減らすが、1人追加してプレーしていた場合、減らさない。~~

交代要員（新しい文章）

- [……]
- 交代要員が相手チームの得点、または決定的な得点の機会を阻止した場合、その交代要員を退場させる。交代要員が交代の進め方の違反でピッチに入った結果その反則が犯されたものであろうと、交代要員が6人目の競技者としてプレーしていた結果犯されたものであろうと、交代要員のチームの競技者数は減らさず。後者の場合、交代要員に退場が命じられるだけでなく、そのチームは、もう1人の競技者もピッチから離れなければならない。競技規則第3条“競技者、交代要員の退場”の項の規定に基づき、新たに競技者を追加できるまで競技者を1人少なくして競技することになる。

理由：

交代要員が著しい反スポーツ的行為に加え相手の得点を阻止することは、試合の結果をも左右し得るものである。そのような競技規則に反する行為を行ったにもかかわらず、その競技者チームが利益を得ることは認められるべきではない。そこで例外的に、このような違反行為を行った交代要員のチームは交代要員を退出させるだけでなく、2 分間経過するか、第3条“競技者、交代要員の退場”の項に基づき、競技者の補充が可能になるまで、競技者も1人ピッチから離れ、チームとして1人少ない状態でプレーしなければならない。

<日本協会の解説>

フットサル競技規則の基本的な考えとして、交代要員が退場しても、そのチームはピッチ上でプレーする競技者の数を減らさない。しかしながら、交代要員が、不正な交代により、あるいは6人目の競技者としてピッチ内に入り、決定的な得点や得点の機会の阻止を犯した場合に限り、その交代要員のチームはピッチ上の競技者数を減らして、プレーすることになる。

例えば、交代要員が交代の不正で入場しその交代要員を含め5人でプレーしているチームは、その交代要員が決定的な得点の機会の阻止により退場を命じられた後、競技者を追加することなく4人でプレーする。また、ウォーミングアップ中の交代要員がゴールの後方からピッチ内に入場するなどして相手の得点を阻止した場合、その交代要員のチームは、その交代要員が退場するだけでなく、競技者のうちの任意の1人がピッチから退出し、2分間あるいは失点するまでの間、それまでより1人少ない競技者数でプレーすることになる。

なお、退出した競技者は、退場を命じられた訳ではないので、自由な交代等によりプレーに復帰することは可能である。

3. 第4条 - 競技者の用具

用具上への広告（新しい文章、20頁の旧文章との差し替え）

身に着けなければならない基本的な用具

身に着けなければならない基本的な用具には、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージをつけてはならない。身に着けなければならない基本的な用具に、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージをつけた競技者のチームは、競技会の主催者またはFIFAにより罰せられる。

アンダーウェア

競技者は、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージ、製造社ロゴ以外の広告のついているアンダーウェアを見せてはならない。

競技者および競技者のチームが、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージ、製造社ロゴ以外の広告のついているアンダーウェアを見せた場合、競技会の主催者またはFIFAにより罰せられる。

理由：

本年3月に開催されたIFABにおいて承認された内容に応じて、新しい文章とした。

＜日本協会の解説＞

“アンダーウェア”は、アンダーシャツ、アンダーショーツ、アンダータイツ等、身につけなければならない基本的な用具（ジャージーマたはシャツ、ショーツ、ストッキング、靴、すね当て）の下に身につけるものの総称である。“images”については、適当な一語で和訳することが難しいため“イメージ”のままとしたが、写真や絵、イラスト、文字等を表している。

これまで、競技者がスローガンや広告が描かれているアンダーシャツを見せた場合のみ、競技会の主催者またはFIFAから罰せられることになっていたが、これからは身につけなければならない基本的な用具と同様に政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージ、また製造社ロゴ以外の広告の表示が認められないことになる。

現在、世界では人種、肌の色、民族、国籍、または社会的出自、性、言語、宗教、政治などへの差別や中傷する行為が広がっており、FIFAはこのような行為に対し、断固根絶すべき様々な取り組みを行っている。今回の改正は、その取り組みの一つであり、罰せられる対象の範囲をより明確とした。審判員はこれまでと同様に、罰せられる対象となるようなスローガン、メッセージ、イメージなどを確認した場合は、審判報告書のその他の報告事項、また重要事項に詳細を報告するものとする。

4. 第4条 - 競技者の用具（フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン）

その他の用具（新しい文章は、太字で示されている）

競技者は、身体を保護するだけのもので、かつ、自らを、また他の競技者を傷つけないものであれば、基本的用具以外の用具を用いることができる。

衣服、また用具はすべて主審・第2審判によって検査され、危険ではないと判断されていなければならない。

ヘッドギア、フェイスマスク、また膝や腕のプロテクターなど最新の保護用具は、柔らかく、軽いパッドが入ったものでできており、危険であるとみなされないので、身に付けることができる。

ヘッドカバーを着用する場合、それは

・黒または、ジャージーマたはシャツの主たる色と同じでなければならない。（同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする）

・競技者の用具として、見苦しくない外見であること

・ジャージーマたはシャツと一体となっていない

・着用している競技者または他の競技者に危険を及ぼすもの（例えば、首の首周りが開閉する構造となっている）であってはならない

・表面から突き出ている部分（突起物）があってはならない

[……]

理由：

本年3月に開催されたIFABにおいて承認された内容に応じて、新しい文章とした。

<日本協会の解説>

ヘッドカバーの着用は、宗教上の対応に配慮したものであり、競技規則上の変更はない。
サッカーの試合において2年の試行期間を経て、競技者の安全や外見などに問題がないという
確認が取れており、フットサルにおいてもサッカーと同様の措置を取ることになった。

5. 第8条 - プレーの開始および再開

~~ドロップボール (これまでの文章は、線で消されている)~~

~~[……]~~

~~違反と罰則~~

~~次の場合、最初にドロップした地点でボールを再びドロップする。~~

- ~~● ボールがピッチ面に触れる前に競技者がボールに触れる。~~
- ~~● ボールがピッチ面に触れる前に、なんらかの違反が犯される。~~

~~ボールがピッチ面に触れ、続いて競技者によってプレー、または触れられた後、直接ゴールに入
った場合：~~

- ~~● ドロップしたボールがけられて直接相手競技者のゴールに入った場合、ゴールクリアランス
が与えられる。~~
- ~~● ドロップしたボールがけられて直接そのチームのゴールに入った場合、相手チームにコーナ
ーキックが与えられる。~~

ドロップボール (新しい文章は、太字で示されている)

- [……]

違反と罰則

次の場合、最初にドロップした地点でボールを再びドロップする。

- ボールがピッチ面に触れる前に競技者がボールに触れる。
- ボールがピッチ面に触れたのち、競技者が触れることなくピッチの外に出る。
- ボールがピッチ面に触れる前に、なんらかの違反が犯される。

ボールがピッチ面に触れたのち、競技者がどちらかのゴールに向かって一度ボールをけり：

- ボールが相手競技者のゴールに直接入った場合、ゴールクリアランスがあたえられる。
- ボールがそのチームのゴールに直接入った場合、コーナーキックが相手チームに与えら
れる。

ボールがピッチ面に触れたのち、競技者がどちらかのゴールに向かって繰り返してボールをけ
り：

- ボールがどちらかのゴールに入った場合、得点が認められる。

理由：

文章をより良いものとし、混乱を生じさせないため。

<日本協会の解説>

2012/2013年の競技規則において、重傷の競技者発生時等のためのドロップボールで、直接ボールがゴールに入ったときの対応が規定されたが、“直接”の定義が不明瞭であり、解釈に混乱があった。ボールがピッチ面に触れたのち、“競技者がボールを複数回触れた結果、ボールがゴールに入った場合”は、“直接”でないと解釈し、得点を認めることとした。

6. 第12条 – ファウルと不正行為(フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン)

ゴールキーパーに対する反則 (これまでの文章)

[……]

プレーの再開

● 間接フリーキックは、反則が起きた場所から行われる（第13条—フリーキックの位置を参照）。ただし、競技者がゴールキーパーに不用意に、無謀に、または過剰な力を用いて飛びかかった、チャージした、または押した場合、主審・第2審判は、懲戒の罰則の種類にかかわらず、反則が起きた場所からの（第13条—フリーキックの位置を参照）直接フリーキックによってプレーを再開しなければならない。

ゴールキーパーに対する反則 (新しい文章)

[……]

プレーの再開

● ゴールキーパーに対する上記項目の反則が犯され、主審・第2審判がアドバンテージ条項を適用できないためプレーを止めた場合、プレーは、反則が起きた場所から行われる間接フリーキックで再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。ただし、競技者がゴールキーパーに不用意に、無謀に、または過剰な力を用いて飛びかかった、チャージした、または押した場合、主審・第2審判は、懲戒の罰則の種類にかかわらず、反則が起きた場所から行われる（第13条—フリーキックの位置を参照）直接フリーキックによってプレーを再開しなければならない。

理由：

文章をより良いものとし、混乱を生じさせないため。

<日本協会の解説>

これまでは、ゴールキーパーに対する反則が犯された場合、アドバンテージは適用できず、必ずフリーキックが与えられるとも解釈できる表現であった。これを修正し、アドバンテージの適用も可能で、その適用がない場合は、フリーキックが所定の方法で行われると明確に表現することとした。

7. 第15条 - キックイン（フットサル競技規則の解釈と審判員のためのガイドライン）

進め方 - 違反（これまでの文章は、線で消されている）

[……]

キックインからボールが直接相手競技者のゴールに入った場合、主審・第2 審判はゴールクリアランスを与えなければならない。キックインからボールが直接キックインを行った競技者のゴールに入った場合、主審・第2 審判はコーナーキックを与えなければならない。

~~ボールがピッチに入らなかった場合、キックインが正しい進め方に従って行われたのであれば、チームはキックインを同じ位置から再び行う。チームにキックインを再び行う準備ができたなら、4秒カウントは一度停止されたところから再開される。キックインが正しい進め方に従って行われなかった場合、相手チームがキックインを行わなければならない。~~

[……]

進め方 - 違反（新しい文章は、太字で示されている）

[……]

キックインからボールが直接相手競技者のゴールに入った場合、主審・第2 審判はゴールクリアランスを与えなければならない。キックインからボールが直接キックインを行った競技者のゴールに入った場合、主審・第2 審判はコーナーキックを与えなければならない。

キックインからのボールがピッチに入らなかった場合、主審・第2 審判は相手チームの競技者にキックインを行うよう命じるものとする。

理由：

第15条に、競技者は4秒以内にキックインを正しく行うことと規定しているが、ボールがピッチ内に入らない場合、キックインは4秒以内に正しく行われないうことになり、この違反が起きることになる。

<日本協会の解説>

キックインはボールがピッチから出たタッチライン上の地点、あるいはピッチの外で、その地点から25cm以内の場所から行うこととされている。

後者の場合でボールがピッチ内に入らず、そのままピッチ外にあり続けるとき、サッカーのスローインのように、キックインを再度、そのキックインを行ったチームに行わせるという解釈もあったが、ボールがピッチに入らないということは、結果的にボールはけられて4秒以内にピッチ内に入らないことになることから、このようなキックインはファウルキックインとし、そのキックインを行った相手チームに、同じ場所から行うキックインを与えることとした。

なお、タッチライン上にボールを置いてキックインし、そのボールがそのままピッチ外に出てしまった場合、ピッチ内に入らなかった場合と同様、相手チームに最初のキックインと同じ地点から行うキックインを与えることは、これまでどおりである。

8. 試合またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法

[……]

延長戦 (これまでの文章)

競技会規定には、それぞれ5分間を超えない範囲で前、後半同じ時間の延長戦を設けることができる。これには、第8条の条件が適用される。

[……]

延長戦 (新しい文章は、太字で示されている)

競技会規定には、それぞれ**3分間または5分間**を超えない範囲で前、後半同じ時間の延長戦を設けることができる。これには、第8条の条件が適用される。**競技会規定には延長戦の前、後半の時間を明記しなければならない。**

理由：

規定に反して、延長戦を前後半ではなくハーフのみプレーすることを避けるため、また、大会主催者がより弾力的に対応できるようにするため。これにより、大会主催者は、これまでより短い延長戦を大会規定に織り込むことができる（ただし、3分間か5分間ずつの前後半）。

9. 試合またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法

[……]

ペナルティーマークからのキック (これまでの文章は、線で消されている)

競技会規定には、次の規定される進め方に基づき行われるペナルティーマークからのキックを設けることができる。

進め方

[……]

- 次の条件に従って、両チームが**5本**ずつのキックを行う。
- キックは、両チーム交互に行われる。
- 両チームが**5本**のキックを行う以前に他方が**5本**のキックを行ってもあげることができない得点を一方のチームがあげた場合、以後のキックは行われぬ。
- **5本**ずつのキックを行った後両チームの得点と同じ場合は、同数のキックで一方のチームが他方より多く得点するまで、交互の順序を変えることなく、キックは続けられる。

[……]

[……]

ペナルティーマークからのキック (新しい文章は、太字で示されている)

競技会規定には、次の規定される進め方に基づき行われるペナルティーマークからのキックを設けることができる。

進め方

[……]

- 次の条件に従って、両チームが**3本**ずつのキックを行う。
- キックは、両チーム交互に行われる。
- 両チームが**3本**のキックを行う以前に他方が**3本**のキックを行ってもあげることができない得点を一方のチームがあげた場合、以後のキックは行われぬ。
- **3本**ずつのキックを行った後両チームの得点と同じ場合は、同数のキックで一方のチームが他方より多く得点するまで、交互の順序を変えることなく、キックは続けられる。

[……]

理由：

勝者を決めることが必須な試合においては、延長戦やペナルティーキックと試合時間は非常に長くなる。試合によっては、フットサルの試合であっても、2 時間を超えることもあり、参加者、観客、テレビの視聴者にとって相応しいものではないことから、ペナルティーキックのキック数を3本に減らすこととした。

適用と施行

フットサル競技規則改正の決定は、大陸連盟およびメンバー協会において、2014年7月2日から拘束力あるものとなる。

放送目的のための、審判員によるカメラおよびマイクの使用について

上記の訂正に加え、試合中に審判員が装着したカメラやマイクからの音声及び映像の使用について、国際サッカー評議会としての見解を通知する。審判員によって使用されたマイクまたはマイク付カメラに関して発生した事柄をうけ、本件については国際サッカー評議会も注目し、2013年10月24日に行われた年次事務会議でも協議を行った。

国際サッカー評議会は、放送局が試合に関する追加情報（音声または映像）を視聴者に提供することに興味を持っていることは理解するものの、これらの機器の使用を認めないことを決定した。放送局による録画放送は、特に重要な局面において、審判員の信頼性と品位を脅かす可能性があることが理由である。現在、審判コミュニケーションシステムは、審判員同士のみで素早く意見交換できるようにするため暗号化されており、公に放送されていない。これらのコミュニケーションを公にすると、いかなる言葉を発するにも審判員たちは大衆に与える影響を考えざるを得なくなり、審判チームとしての任務を遂行する上で支障が出る。

また、我々は、試合中に交わされる主審と副審およびその他大会関係者との間における会話を録音して使用することの法的責任について考慮する必要性についても指摘するものである。これらの会話が録音された場合、録音内容は懲戒処分の際の判断材料として求められる可能性があり、どのような懲戒処分が下されるかに影響を与える。（とりわけ、主審は報告書作成に際して、録音されたコメントと合致しているか確認しなければならなくなる。これは、審判員およびその他関係団体に事務的作業上の多大な影響を与えることになる。）。

競技規則は審判員が使用する用具の詳細を規定していないが（しかし、将来的には競技規則に含まれるかもしれない）、現時点においては、こうした機器についての使用は認めない。

国際サッカー連盟 事務局長
ジェローム・ヴァルク

写し送付： FIFA 理事会、FIFA 審判委員会、FIFA フットサル委員会、大陸連盟